

合併協議会だより

平成18年2月1日「ときがわ町」が誕生します

- ときがわ町誕生までの歩み -

- 平成17年3月5日 合併協定書調印式
- 平成17年3月8日 2村議会による合併関連議案可決
- 平成17年3月23日 埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出
- 平成17年7月8日 埼玉県議会による廃置分合(合併)の議決
- 平成17年7月22日 埼玉県知事による廃置分合(合併)の決定、総務大臣へ届出
- 平成17年8月24日 総務大臣による廃置分合(合併)の官報告示

総務省告示第九百七十七号

町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって同郡ときがわ町を設置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

平成18年2月1日から住所が変わります

新しい住所は次のようになります。

比企郡都幾川村大字	番地	比企郡ときがわ町大字	番地
比企郡玉川村大字	番地	比企郡ときがわ町大字	番地

住民の皆さんへお願い

表札や事業所の看板等の変更について

住所の変更に伴う事業所の看板や帳票類、住所のゴム印、各家庭の表札などを作り替える場合の費用は各自でご負担いただくことになります。

住民の皆様には多大なご負担をお願いすることになりますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。